

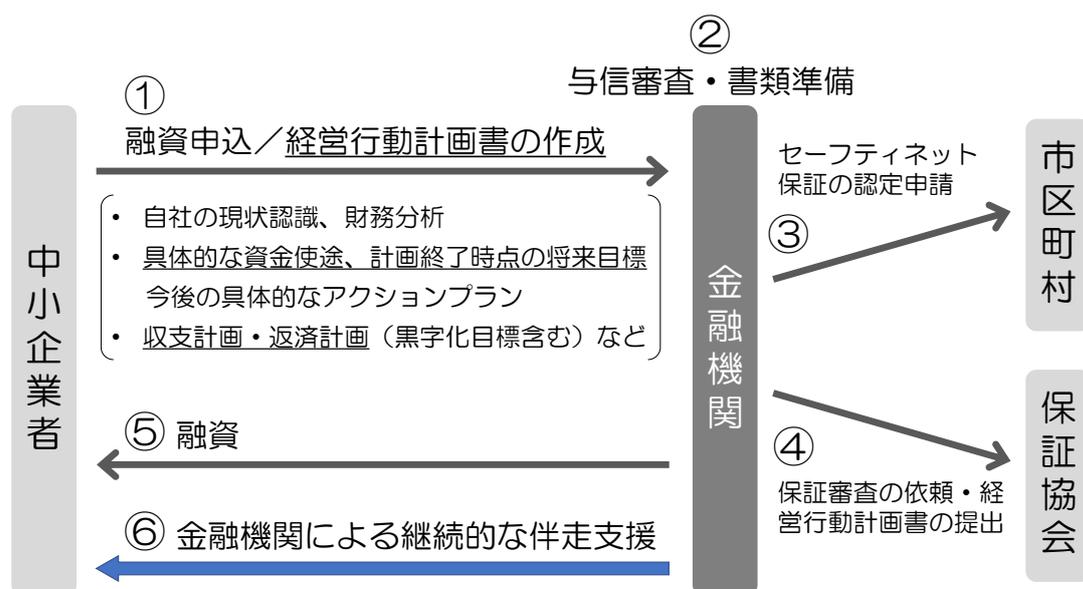
テーマ：「コロナ借換保証」

新型コロナウイルス感染症の影響により、運転資金の借入等で債務が増大した中小企業者の返済負担軽減及び新たな資金需要にも対応するため、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる**コロナ借換保証**が中小企業庁により新たに開始されました。

1. 制度概要

保証限度額	1億円(100%保証の融資は100%保証で借換え可能)
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料	0.2%等(補助前は0.85%等) ※事業者負担です
要件	売上または利益率が 5%以上減少 していることなど
手続き	経営行動計画書や収支計画の作成など
取扱期間	2023年1月10日から 2024年3月31日 まで(予定)

2. 手続きイメージ



詳しくは中小企業庁HPをご覧ください (▶▶)

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikaie.html>

